

給与支払報告 にかかると給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
令和 年 月 日	特別徴収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号 担 連 所 属 当 絡 氏 名 者 先 電 話 内線 ()
給 与 支 払 者 (特別徴収義務者) 所 在 地 〒 フ リ ガ ナ 氏名又は名称 個 人 番 号 又は法人番号	異 動 年 月 日 異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死別 5. 支払 6. 合算 7. その他 (事由・理由) 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

給 与 所 得 者	フ リ ガ ナ 氏 名 生 年 月 日 年 月 日 個 人 番 号 受給者番号 1 月 1 日 現在の住所 異 動 後 の 住 所	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 月 月 月 月 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円	異 動 年 月 日 異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死別 5. 支払 6. 合算 7. その他 (事由・理由)	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
-----------	--	-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--	---

1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
新 規 特別徴収義務者 指 定 番 号 所 在 地 〒 フ リ ガ ナ 氏名又は名称	法人番号 〒 担 当 者 連 絡 先 所 属 氏 名 電 話 内線 ()
受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要 右から 番号を入

2. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
理 由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円

3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
理 由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では「1」の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では「1」の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
 一月一日から四月二十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。